国民健康保険からのお知らせ

◎問い合わせ
保険福祉課　☎内線 275

国民健康保険の手続きを忘れずに!!

国民健康保険に加入している方が、転入や転出、就職など健康保険に変更があった場合には手続きが必要になります。手続きは郵送でもできますので、忘れずにお願いします。

【国民健康保険】

国民健康保険に加入や脱退したとき、内容に変更があったときなどは、本人又は家族が14日以内に届出をしていただく必要があります。

	こんなとき	必要なもの		
		印鑑	保険証	その他
国民健康保険に入るとき	大磯町に転入した	○	－	－
	職場の健康保険をやめた	○	－	年金手帳(※1)・健康保険の喪失証明書等・年金証書(※2)
	子どもが生まれた	○	○	母子手帳
国民健康保険をやめるとき	大磯町から転出した	○	○	－
	職場の健康保険に入った	○	○	職場の健康保険証
	死亡した	○	○	－
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	○	○	－
	保険証をなくした	○	－	身分を証明するもの
	就学のため子どもが他市町村に転出した	○	○	学生証又は身分を証明するもの
	退職医療制度に該当した	○	○	年金証書

注）窓口で、保険証を交付するときは運転免許証等で本人確認をしています。提示がない場合は、簡易書留で郵送します。
※1　60歳未満の方
※2　厚生年金・共済年金の年金受給者で加入期間が20年以上、あるいは40歳以降の加入期間が10年以上の方

こんな場合はご注意ください！

▼加入の届出が遅れると

転入された日など、国民健康保険の資格が生じた日にさかのぼって加入していただきますので、保険税についてもその加入日に基づき課税され、一度にお支払いいただく税額が大きくなることがあります。

▼喪失の届出が遅れると

引き続き国民健康保険に加入していることとなり、保険税が課税されます。また、資格喪失日以降に国保の保険証で医療機関にかかると、国保が医療機関に支払った医療費を返還していただくことになります。

【退職者医療制度】

会社を退職し、国民健康保険に加入している年金受給者のうち次の要件に該当する場合は退職者医療制度が適用されます。

今後、該当する方には更新後の保険証を郵送します。

既に対象となっている世帯の保険証には右上に「本人または被扶養者」の印が記載されています。

なお、新規や継続に関して手続きは必要ありません。

▼要件

厚生年金・共済年金の受給者で加入期間が20年以上、あるいは40歳以降の加入期間が10年以上の方

保険証の内容に変更があった場合は、町への届出のほかに、医療機関の窓口へ保険証を提示し、変更のあったことを申し出てください。

70歳～74歳の方へ　国民健康保険の高齢受給者証をお持ちの方へ

医療制度改革により、70歳から74歳の方で医療機関での自己負担割合が1割の方は、平成24年4月から2割に引き上げられることとなっていましたが、引き続き平成25年3月までの1年間、1割に据え置かれます。

これにより、大磯町国民健康保険の被保険者で1割の高齢受給者証をお持ちの方には、4月以降にお使いいただく高齢受給者証を3月末までに送付いたします。

なお、現役並み所得者は3割負担のまま変更はありませんので、現在お持ちの高齢受給者証をそのままお使いください。

高額な外来診療を受ける方へ

～4月1日から「認定証」を提示すれば、窓口での支払が一定の金額にとどめられます～

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証等や被保険者証等を提示すれば、ひと月の医療機関等での支払が一定の金額にとどめられます。（限度額は世帯の所得に応じて異なります。）

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯等の方は、事前に申請し「限度額適用認定証」等の交付を受ける必要がありますので詳しくは加入されている保険組合など（国民健康保険の方は、保険福祉課）へお問い合わせください。

なお、有効期限内の「限度額適用認定証」等をすでにお持ちの方は、記載されている有効期限までそのままご使用いただくことができます。